

(抜粋)

ごみ処理基本計画策定指針

平成25年6月

環境省

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

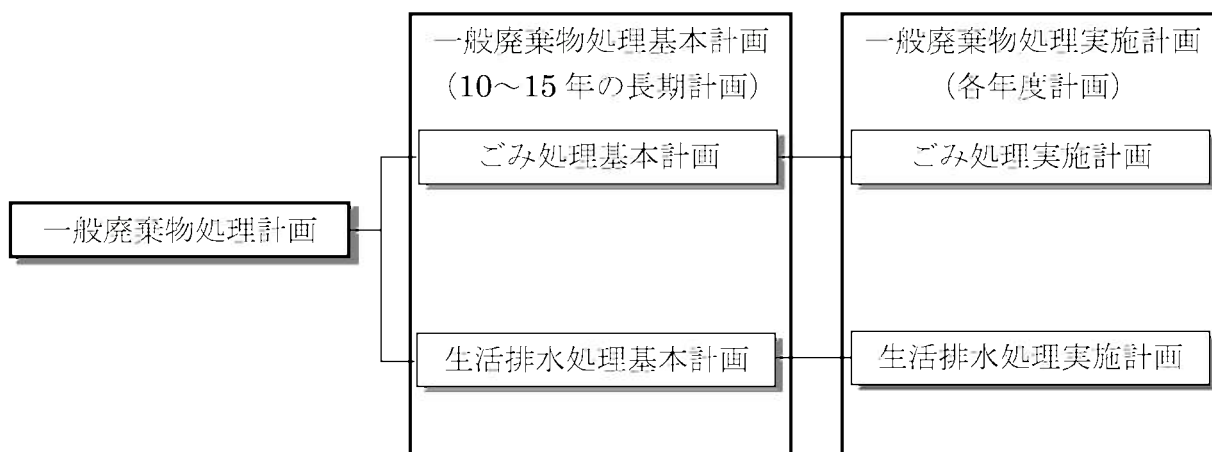


図1 一般廃棄物処理計画の構成

(4) 一般廃棄物処理基本計画

この計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものであり、その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要がある。

(5) 一般廃棄物処理実施計画

この計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にすることとし、市町村はこれに基づき収集、運搬及び処分を行わなければならない。

(6) 一般廃棄物処理計画策定の時期

①基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。特に、市町村合併を行った市町村にあつては、速やかに計画を策定する必要がある。

②実施計画

一般廃棄物処理実施計画は、毎年度末までに、次年度に関するごみ及び生活排水の処理について策定する必要がある。

循環型社会を形成するための法体系

環境基本法
H6.8 完全施行

環境基本計画
H24.4 全面改正公表

循環型社会形成推進基本法(基本的枠組法) H13.1 完全施行

社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減

循環型社会形成推進基本計画 : 国の他の計画の基本 H15.3 公表
H20.3 改正

< 廃棄物の適正処理 >

< 再生利用の推進 >

廃棄物処理法 H22.5
一部改正

- ① 廃棄物の発生抑制
- ② 廃棄物の適正処理 (リサイクルを含む)
- ③ 廃棄物処理施設の設置規制
- ④ 廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤ 廃棄物処理基準の設定 等

資源有効利用促進法 H13.4
全面改正施行

- ① 再生資源のリサイクル
- ② リサイクル容易な構造・材質等の工夫
- ③ 分別回収のための表示
- ④ 副産物の有効利用の促進

リデュース
リユース
リサイクル
(1R) (3R)

個別物品の特性に応じた規制

**容器包装
リサイクル法**



H12.4 完全施行
H18.6 一部改正

びん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等

**家電
リサイクル法**



H13.4 完全施行

エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機

**食品
リサイクル法**



H13.5 完全施行
H19.6 一部改正

食品残さ

**建設
リサイクル法**



H14.5 完全施行

木材、コンクリート、アスファルト

**自動車
リサイクル法**



H17.1 本格施行

自動車

**小型家電
リサイクル法**



H25.4 施行

小型電子機器等

グリーン購入法(国が率先して再生品などの調達を推進) H13.4 完全施行

第三次循環基本計画(平成25年5月31日閣議決定)のポイント

現状と課題

我が国における3Rの進展

- ・ 3Rの取組の進展、個別リサイクル法の整備等により最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取組は着実に進展。

循環資源の高度利用・資源確保

- ・ 国際的な資源価格の高騰に見られるように、世界全体で資源制約が強まると予想される一方、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋立処分。

安全・安心の確保

- ・ 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国民の安全、安心に関する意識の高まり。

世界規模での取組の必要性

- ・ 途上国などの経済成長と人口増加に伴い、世界で廃棄物発生量が増加。そのうち約4割はアジア地域で発生。2050年には、2010年の2倍以上となる見通し

新たな目標

- ・ より少ない資源の投入でより高い価値を生み出す資源生産性を始めとする物質フロー目標の一層の向上

	H12年度	H22年度	H32年度目標
資源生産性 (万円/トン)	25	37	46 (+85%)
循環利用率 (%)	10	15	17 (+7ポイント)
最終処分量 (百万トン)	56	19	17 (▲70%)

()内はH12年度比

第三次循環基本計画における基本的方向

質にも着目した循環型社会の形成

- ① リサイクルより優先順位の高い2R(リデュース・リユース)の取組がより進む社会経済システムの構築
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- ③ アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥ 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

国際的取組の推進

- ① アジア3R推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成
- ② 有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化

3R国際環境協力

廃棄物・リサイクル産業の国際展開

循環資源の適正な輸出入



東日本大震災への対応

- ① 災害廃棄物の着実な処理と再生利用
- ② 放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理

小型家電リサイクル法の概要（1/2）

【制度概要】

- ・使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、**広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて、採算性を確保しつつ再資源化することも可能。**そこで、本制度は、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する**促進型の制度**として構築。
- ・使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者については、再資源化事業計画を作成し、**主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、広域的・効率的な回収を促進。**

【対象品目】

- ・一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものとして、政令において指定。
- ・政令では、「家電リサイクル法」の対象となる家電4品目を除く、**28種類の品目が指定。**

【基本方針】

- ・環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定・公表。
- ・基本方針の内容は、基本的方向、**量の目標（平成27年度までに14万t/年、1人当たり1kg/年）**、促進のための措置、個人情報保護その他配慮すべき事項等。

小型家電リサイクル法の概要 (2/2)

製造業者(メーカー)の責務

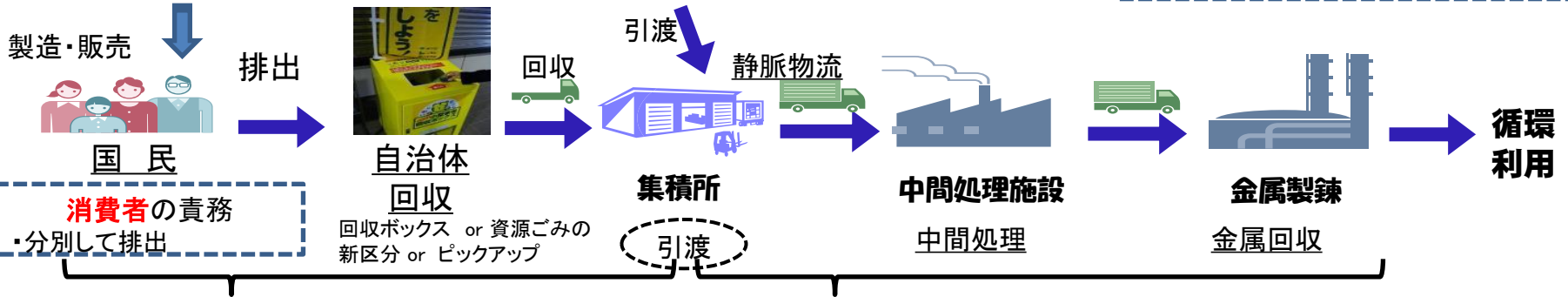
- ・設計、部品、原材料の工夫により再資源化費用低減
- ・再資源化により得られた物の利用

小売業者の責務

- ・消費者の適正な排出を確保するために協力

国の責務

- ・必要な資金の確保
- ・情報収集、研究開発の推進
- ・教育、広報活動



消費者の責務

- ・分別して排出

市町村の責務

- ・分別して収集
- ・認定事業者その他再資源化を適正に実施し得る者に引渡し

※各市町村の特性に合わせて回収品目・回収方法等を選択

認定事業者

- ・再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する**計画を作成し、主務大臣の認定を受ける**ことができる。
- ・再資源化事業計画の**認定を受けた者**又はその**委託を受けた者**が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、**市町村長等の廃棄物処理業の許可を不要とする**。
- ・**収集を行おうとする区域内の市町村から分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き引き取らなければならない。**

事業者の責務

- ・分別して排出
- ・認定事業者その他再資源化を適正に実施し得る者に引渡し

国

- ・再資源化事業計画の認定
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者に対する指導・助言、報告徴収、立入検査
- ・認定の取消し

認定申請



認定、指導・助言等

平成26年1月24日より

使用済 小型家電 の

ボックス回収(無料)を開始します!

●回収対象品目 (16品目)

次の品目で縦15cm×横30cmの投入口に入る大きさのものに限ります。



①携帯電話・PHS



②スマートフォン



③電話機



④携帯ラジオ



⑤デジタルカメラ



⑥ビデオカメラ



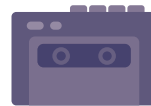
⑦ポータブルDVDプレーヤー



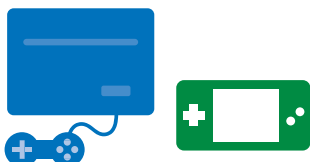
⑧携帯音楽プレーヤー



⑨ICレコーダー

⑩テープレコーダー
(デッキを除く)⑪補助記憶装置
(ハードディスク・USBメモリ)

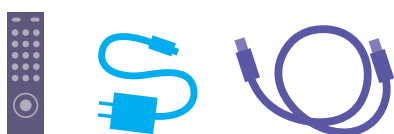
⑫電子辞書



⑬ゲーム機(据置型・携帯型)



⑭ポータブルカーナビ

⑮理容用機器
(ドライヤー・電気かみそり・電動歯ブラシ)

⑯ ①～⑮の付属品(リモコン・ACアダプタ・充電器・電気コード)

- 携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電には、鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタルといった有用金属が含まれています。
- 平成25年4月1日に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)が施行され、資源の確保、廃棄物の減量化など、循環型社会の形成を目指す方針が示されました。
- 横須賀市でも、公共施設16カ所(裏面参照)に回収ボックスを置いてご家庭で使わなくなった小型家電16品目を無料回収し、適正なりサイクルを実施する事業者へ引渡して、小型家電のリサイクルを推進します。
- 市民のみなさんのご協力をお願いします。

●これが目印!



※ボックスイメージ図

出し方と注意事項

- 携帯電話、デジタルカメラ、ICレコーダーなどに保存している**個人情報**は、必ず**消去してから出して**ください。
- 回収ボックスには、2つの投入口があります。携帯電話・PHS、スマートフォンは、小さい投入口（縦5cm×横10cm）に、その他の品目は、大きい投入口（縦15cm×横30cm）に入れてください。
- 回収ボックスに投入した小型家電は取り出すことができません。
- 電池やバッテリー（充電式電池）は外してください。
- 回収ボックス設置場所に持ち込みができない場合は、「ごみと資源物の分け方・出し方」をご覧ください、分別して出してください。
- 南処理工場に粗大ごみと一緒に持ち込む場合は、**あらかじめ対象の小型家電を別にして、計量の受付に申し出て**ください。
- 回収した小型家電をそのまま中古品として再使用することはありません。
- **パソコンは回収の対象外**です。

回収ボックス設置場所

●回収ボックスの利用時間

- 市役所本庁舎（2ヶ所）

8時30分～17時

（土・日・祝日・12/29～1/3を除く）

- 行政センター

8時30分～21時（12/29～1/3を除く）

- 総合福祉会館

9時～21時

（臨時休館日・12/29～1/3を除く）

- 南処理工場

8時30分～16時

（土・日・祝日・12/29～1/3を除く）

- リサイクルプラザ“アイクル”

8時30分～17時

（休館日・12/29～1/3を除く）

- 資源循環久里浜事務所

- 資源循環日の出事務所

8時30分～16時

（土・日・12/29～1/3を除く）

